

事務連絡
平成22年 2月 9日

各位

和歌山県福祉保健部
長寿社会課

「景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策」に係る情報提供について

いつもお世話にありがとうございます。

さて、標記について、経済産業省(中小企業庁)が別添のとおり、「景気対応緊急保証」制度を創設する旨のニュースリリースが2月5日に発表されていますので、参考までにお知らせいたします。

また、和歌山県としても国の景気対応緊急保証制度を活用し、中小企業向け「県融資制度」について、新たな設備投資にも使える経営支援資金(景気対応緊急枠)の新設及び資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)の拡充を行いますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、ご多忙の中とは存じますが、貴団体所属の施設・事業所に対してお知らせいただきますようお願い申し上げます。

○本通知は、和歌山県介護保険ホームページ『きのくに介護deネット』に掲載します。
<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

○県の融資制度(県商工振興課ホームページ)…資料1
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

○経済産業省(中小企業庁ホームページ)…資料2
<http://www.meti.go.jp/press/20100205008/20100205008.html>

事務担当 和歌山県福祉保健部
長寿社会課 栗柳
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523

公開日 2月9日

景気対応緊急保証制度を活用した中小企業向け県融資制度の新設、拡充について

連絡先 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課
担当者 鳥淵、木村
電話 073-441-2744 (内線2744)
FAX 073-422-1529
E-mail

現下の厳しい経済情勢を乗り切るため、国の第2次補正予算に盛り込まれた「景気対応緊急保証制度」を最大限活用し、例外業種を除いて原則全業種の中小企業者が利用可能となる新たな県融資制度を創設するとともに、従来の運転資金に加え、新たに設備資金を資金使途に加えることにより、将来の景気回復期に向けての設備投資促進の動機付けを行い、年度末から新年度にかけての「当面の資金繰り」と「競争力・成長力の強化」の双方について県内中小企業者を資金面から支援します。

■景気対応緊急保証関連の県融資制度の新設、拡充

○融資対象の拡大

- ・景気対応緊急保証制度の創設と合わせ、対象を現行の793業種から、新たに医療・介護、ニッチ(隙間)産業などにも利用対象を拡大し、法令上の例外業種(※)を除いて原則全業種を対象に
※例外業種＝農林漁業、金融・証券、一部風営法関係業種等

- ・認定基準についても、売上比較を現行の前年同期比から2年前との比較要件を追加し、業況低迷の長期化に配慮

○経営支援資金(景気対応緊急枠)を新設

- ・資金使途に設備資金を追加
- ・融資限度額を8,000万円以内に(3,000万円拡大)
- ・信用保証料を0.6%に(0.1%引き下げ)

○資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)への衣替(拡充)

- ・「据置なし」から「据置期間2年以内」に

○実施期間:平成22年2月15日～平成23年3月31日

※資金概要は別添をご参照ください。

■県商工振興課HP・・・中小企業融資制度のご案内

>> 関連ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

中小企業の資金繰りを支援

＜経営支援資金（景気対応緊急枠）を新設＞

厳しい経済状況において、国の「景気対応緊急保証制度」が創設されたことを受け、従来から実施している「経営支援資金（セーフティ枠）」に加え、利用限度額の引き上げや保証料率の引き下げ、さらに設備資金も対象とする使い勝手を高めた「**経営支援資金（景気対応緊急枠）**」を新設し、中小企業の皆さんの資金繰りを支援します。

資金名	経営支援資金（景気対応緊急枠）
利用できる方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で事業活動に支障を生じている方
資金用途	運転資金 設備資金
利用限度額	8,000万円以内
利用期間	10年以内 の割賦償還（うち据置2年以内）
融資利率	年1.3%以内（固定金利）
信用保証料	年0.60% ※信用保証協会の100%保証
取扱期間	平成22年2月15日～平成23年3月31日まで
申込先	県融資制度の取扱金融機関（県内に本・支店のある金融機関）
問い合わせ先	県庁商工振興課（電話 073-441-2744）

注）融資利率は、平成22年2月15日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

中小企業の資金繰りを支援

<資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）の拡充>

厳しい経済状況において、国の「景気対応緊急保証制度」が創設されたことを受け、従来から実施している「資金繰り安定資金（緊急対策枠）」を「資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）」に衣替するとともに、資金内容についても、利用要件の緩和や据置期間の設定など更に拡充を行い、中小企業の皆さんの資金繰りを支援します。

資金名	資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）
利用できる方	<p>①中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で事業活動に支障を生じている方</p> <p>②融資申込時点において、和歌山県中小企業融資制度に係る借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金及び原則として責任共有制度対象資金を除く）を返済しようとする方</p> <p>ただし、原則として元本返済が開始された後6ヶ月以上経過している資金に限る</p> <p>③この資金を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方。なお、据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p>
資金用途	<p>県融資制度に係る既往借入金の返済資金 運転資金</p> <p>※返済資金とは、県融資制度の残高を必ず含む保証協会の保証付き借入金残高を返済するための資金</p>
利用限度額	8,000万円以内
利用期間	10年以内 の割賦償還（うち据置2年以内）
融資利率	<p>年2.2%以内（固定金利）</p> <p>※返済資金として県融資制度以外の保証協会付き融資の資金を含んで利用される場合は年2.7%以内（固定金利）となります</p>
信用保証料	年0.60% ※信用保証協会の100%保証
取扱期間	平成22年2月15日～平成23年3月31日まで
申込先	県融資制度の取扱金融機関（県内に本・支店のある金融機関）
問い合わせ先	県庁商工振興課（電話 073-441-2744）

注）融資利率は、平成22年2月15日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）を利用すれば

返済月額の軽減

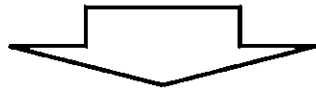
この資金を利用して、毎月の返済負担を軽減する事例

県融資制度の借入金 2口 6,000万円利用

振興対策資金 返済期間7年 3,000万円（残高2,000万円）返済額 月36万円

元気わかやま資金 返済期間7年 3,000万円（残高1,800万円）返済額 月36万円

合計 月72万円



県融資制度の借入金 1口 3,800万円利用

資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）3,800万円

※返済期間10年

返済額 月32万円

負担軽減
40万円

返済月額を軽減し、更に、資金調達

この資金を利用して、毎月の返済額を増やさずに新規資金を調達する事例

県融資制度と県融資制度以外の保証協会付き融資の借入金 2口 6,000万円利用

・振興対策資金 返済期間7年 3,000万円（残高2,000万円）返済額 月36万円

・県融資制度以外の

保証協会付き融資 返済期間5年 3,000万円（残高1,800万円）返済額 月50万円

合計 月86万円



県融資制度の借入金 1口 5,000万円利用

資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）

返済分 3,800万円

新規分 1,200万円

※返済期間10年

返済額 月42万円

負担軽減
44万円
+
新規資金

1,200万円

(注) 上記は例示であるため、具体的な返済事例を示すものではありません。このとおりにならない場合もあります。

県融資制度の「主な改正内容」

○ 融資対象の拡大 (景気対応緊急保証制度の創設に合わせ同様の要件)

<景気対応緊急保証制度の概要(セーフティネット保証5号)>

- ・「緊急保証制度」から「景気対応緊急保証制度」に衣替し、平成23年3月31日まで実施期間を延長
- ・「認定要件」の緩和

<緊急保証制度>		<景気対応緊急保証制度>	
対象業種	国の指定業種数 = 793業種 (793業種/908業種(※)) ※法令上の対象外業種、中小企業性の薄い業種等を 除いた業種数	例外業種(※)を除き、全業種を国が 指定 ※ 農林漁業、金融・証券、一部風営関係業種等	新たに医療・介護、ニッチ産業なども対 象に
認定基準	上記の指定業種の中で、最近3ヶ月 間の平均売上高等が前年同期比マ イナス3%以上の方 ※市町村長の認定が必要	上記の指定業種の中で、最近3ヶ月 間の平均売上高等が 過去2カ年のい ずれかの 同期比マイナス3%以上の方 ※市町村長の認定が必要	

拡大

※ 県融資制度の「経営支援資金(景気対応緊急枠)」及び「資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)」共通の利用要件として「中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方」が対象

<県の独自施策>

○ 「経営支援資金(景気対応緊急枠)」を新設

<現行制度>		<新設>	
資金名	経営支援資金 (セーフティ枠)	経営支援資金 (景気対応緊急枠)	
資金使途	運転資金	運転資金、設備資金	
利用限度額	5,000万円以内	8,000万円以内	
利用期間	10年以内	10年以内	
据置期間	2年以内	2年以内	
融資利率	1.30%以内	1.30%以内	
保証料	0.7% 信用保証協会100%保証	0.6% 信用保証協会100%保証	

新設

○ 「資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)」へ衣替(拡充)

<現行制度>		<衣替(拡充)>	
資金名	資金繰り安定資金 (緊急対策枠)	資金繰り安定資金 (景気対応緊急枠)	
資金使途	返済資金、運転資金	返済資金、運転資金	
利用限度額	8,000万円以内	8,000万円以内	
利用期間	10年以内	10年以内	
据置期間	据置なし	2年以内	
融資利率	2.20%以内(2.70%以内)	2.20%以内(2.70%以内)	
保証料	0.6% 信用保証協会100%保証	0.6% 信用保証協会100%保証	

拡充

○ 実施期間:平成22年2月15日~平成23年3月31日

平成22年2月5日



景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策

1月28日の平成21年度2次補正予算の成立を受け、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において決定された「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策を実施します。

「景気対応緊急保証」を2月15日より開始します。本制度は、

- ・一部例外業種を除く原則全業種の方々にご利用できます。
- ・対象業種の指定基準・利用企業の認定基準を改め、使い勝手を改善しました。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、セーフティネット貸付を延長・拡充します。

- ・雇用の維持・拡充に取り組む企業への金利引下げ幅拡充等の措置を実施します。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、全国約900カ所に緊急相談窓口（参考）を設置しております。

注. 「景気対応緊急保証」では、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円（借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応）、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

(参考) 主な緊急相談窓口の連絡先

経済産業局 <http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>

信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>

株式会社日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課長 多田 明弘

担当者：岡田、佐藤

電話：03-3501-2876（内線：5271）

景気対応緊急保証制度

■ 概要

- ・ 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- ・ 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・ 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

■ 対象

- ・ 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

■ 内容

- ・ 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
 - ※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- ・ 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- ・ 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- ・ 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- ・ 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。

例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

- ・ 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証の創設

事業規模

30兆円

6兆円の枠の追加

36兆円

緊急保証

2月15日から実施

景気対応緊急保証

平成20年10月

3/31

平成23年3月

前倒し

二ツ子産業、大企業性の高い
業種、医療・介護

例外業種を除き

全業種(※)
(1118業種)

793業種

(※) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

○業種指定

- 現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)
(※1) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済・文化団体、宗教等
- (※2) 現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大
- 業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類(97(※))へ)
- (※)うち、今回82分類を指定

○企業認定

- 業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める
- 売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の長期化を考慮)

- 保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を軽減)

景気対応緊急保証の指定業種について
(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工業業
4	07	職別工業業（設備工業を除く。）
5	08	設備工業業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附属サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

セーフティネット貸付の延長・拡充等

■ 概要

日本公庫のセーフティネット貸付、商工中金による危機対応貸付等について、
4兆円の事業規模を追加措置（これにより、総額21兆円の利用を想定）し、平成22年度末まで延長する。

■ 対象

・社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているもの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方。

■ 内容

○貸付条件（日本公庫・運転資金の場合）
・貸付限度額：中小事業（旧中小公庫） 7億2,000万円
国民事業（旧国民公庫） 4,800万円

・貸付期間：8年以内（据置期間：3年以内）

・貸付利率：基準利率（中小事業：1.75%（注）、国民事業：2.15%（注））。

（注）貸付期間5年以内の基準利率（平成22年1月15日現在）。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○金利引下げ措置の延長・拡充

特に業況が悪化している事業者に対する、▲0.3%の金利引下げ措置を延長（平成22年度末まで）。
雇用維持・拡大に取り組む事業者に対する▲0.1%の金利引下げを▲0.2%に拡充（平成22年度末まで）。
無担保貸付等の円滑な実施のため、金利引き下げ措置を延長（平成22年度末まで）。

・中小：上限金利（3%）の適用 ・国民：さらに▲0.3%の引き下げ

■ 事業規模の追加措置

日本公庫

11.8兆円 → 13.4兆円

商工中金

3.3兆円 → 4.2兆円

条件変更

1.5兆円 → 3.3兆円